

令和4年12月定例会

令和4年12月9日（金曜日）

◎ 出欠席議員氏名

漆 山 光 春 議長

細 矢 誓 子 副議長

出席議員（13名）

1番 岡田桂司議員	2番 齋藤隆議員	3番 榎正義議員
4番 佐藤修二議員	5番 吉田芳美議員	6番 東海林信弘議員
7番 阿部恭平議員	8番 松田收作議員	9番 丹野貞子議員
10番 木村章一議員	11番 石垣光洋議員	12番 細矢誓子議員
13番 漆山光春議員		

欠席議員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木邦弘 事務局 長
嶋田愛主 査

齋藤淳 議事係 長

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長
板坂憲助 教 育 長
真木秀章 総務課主幹
佐藤晃一 まちづくり推進課長
今部憲治 税務町民課長
宇野勝 農林振興課長併
農業委員会事務局長
須藤俊一 都市整備課長
田川美和子 会計管理者兼
会 計 課 長
日下部敦子 生涯学習課長

河内耕治 副 町 長
後藤浩 防災・危機管理監兼
総務課長
牧野隆博 政策推進監兼
企画財政課長
鈴木淳子 まちづくり推進課主幹
矢作勲 健康福祉課長
軽部広文 商工観光課長
岸康彦 上下水道課長
秋場弘昭 学校教育課長

◎ 議 事 日 程

令和4年12月9日（金） 午前9時開議

議事日程第4号

日程第1 議案の審議、採決

- 議第77号 令和4年度河北町一般会計第7回補正予算の専決処分について
- 議第90号 損害賠償の額の決定について
- 議第78号 令和4年度河北町一般会計第8回補正予算について
- 議第79号 令和4年度河北町国民健康保険特別会計第2回補正予算について
- 議第80号 令和4年度河北町農業集落排水事業特別会計第1回補正予算について
- 議第81号 令和4年度河北町公共下水道事業特別会計第2回補正予算について
- 議第82号 令和4年度河北町介護保険特別会計第2回補正予算について
- 議第83号 河北町路線バスの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第84号 河北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第85号 河北町職員の定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 議第86号 河北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第87号 河北町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第88号 河北町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議員発議第6号 河北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 請願付託案件の常任委員長報告、採決

日程第3 議員の派遣

日程第4 閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可

追加議事日程第1号

日程第1 議案の上程

- 議第92号 令和4年度河北町一般会計第9回補正予算について
- 議第93号 令和4年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算について
- 議第94号 令和4年度河北町農業集落排水事業特別会計第2回補正予算について
- 議第95号 令和4年度河北町公共下水道事業特別会計第3回補正予算について
- 議第96号 令和4年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算について
- 議第97号 令和4年度河北町水道事業会計第1回補正予算について
- 議第98号 河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第99号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 提案理由の説明

日程第3 議案の審議、採決

- 議第98号 河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第99号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第92号 令和4年度河北町一般会計第9回補正予算について
- 議第93号 令和4年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算について
- 議第94号 令和4年度河北町農業集落排水事業特別会計第2回補正予算について
- 議第95号 令和4年度河北町公共下水道事業特別会計第3回補正予算について
- 議第96号 令和4年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算について
- 議第97号 令和4年度河北町水道事業会計第1回補正予算について

閉 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第4号のとおり

◎ 開 議

午前9時

○漆山光春議長 おはようございます。

本日の欠席通告議員はありません。

ただいまの出席議員数は13名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○漆山光春議長 日程第1、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。

議案が事前に配付されておりますので、審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

最初に、議第77号令和4年度河北町一般会計第7回補正予算の専決処分についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(10番の通告あり)

それでは、「10番木村章一議員」

○10番(木村章一議員) この議案は、10月25日付で専決されて既に執行されておりますけれども、家計急変世帯の状況について質疑いたします。

仕事がなくなった人などがこういったことに該当するのではないかなと思うんですけども、そうでなくて、事業者などでも大変ご苦労なさっている方なんかも該当すると思うんですけども、どのぐらいの現時点までのその申入れがあるのかですね。なおかつ、そういった方々へのお知らせといいますか、方法としてどんな手だてをされているかについて、お聞きしたいと思います。

以上、お聞きします。

○漆山光春議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 この家計急変世帯、これは令和4年度電気・ガス・食料品等価格高騰

緊急支援給付事業に関するものでありますが、同一世帯に属する者全員が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税となる水準に相当すると認められた世帯に対し、給付を行うというふうな内容でございますが、現在のところ、見込みとしては約10世帯ぐらいを見ておれば十分ではないかと。過去の例から見まして、大体その程度を見ていれば十分なのではないかというふうなことで、この全体の中では10世帯分、予算のほうを計上させていただいておるところでございますが、まずはホームページによるお知らせですとか、あと広報等になるかと思えます。

なかなかその人たちに伝わりづらいというふうなことはあるんですが、やはりその方が誰かというふうなことを我々も特定するというふうなことはなかなかできかねないというか、不可能というふうな状態でございますので、そこは情報をこちらからまめにお出しすることによって、手を挙げていただくというふうなことになるかというふうに思っております。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 10月15日に専決されて、既に諸手続とかお知らせ等もされているわけですが、現段階でどのぐらいのその申請があるのかということについてお聞きしたんですけれども、いかがでしょうか。

さらに、令和4年中に仕事をなくして、収入が全く途絶えた期間があったというような1か月があったら該当するということでもあろうと思うんですけれども、具体的には、そういったこと、心当たりある人は、役場の健康福祉課に相談に来ればいいのかどうか。このことについても、何件か、あと相談する窓口はどこかについてお聞きします。

○漆山光春議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 この給付金の内容については、11月15日号の広報に掲載された内容でございます。現在のところそれに該当するに当たる、該当する方としては、現時点では2件でございます。

相談窓口でございますが、健康福祉課の社会福祉係のほうにお願いしたいというふうに思います。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 分かりました。

せっかくあるつくった制度ですので、本当にコロナ関連などで仕事なくしたなどという方は、非常に苦慮されていると思うので、1世帯当たり5万円も非常に大きな役割を果たすと思うので、しっかり制度の趣旨にのっとって利用されるということを望んで、質疑を終わります。

○漆山光春議長 以上で10番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第77号令和4年度河北町一般会計第7回補正予算の専決処分については、原案のとおり承認することに決定しました。

○漆山光春議長 次に、議事の都合上、令和4年度河北町一般会計第8回補正予算に関する議案について先議します。

議第90号損害賠償の額の決定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 おはようございます。

議第90号損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

令和4年7月25日、溝延地内の町道吉原置揚線で草刈り及び除草剤散布作業中、町道南側の水田に除草剤が飛散し、収穫した米の品質等級が下がり販売額が減少したことから、被害に遭われた相手方と協議を進め、このたび示談が成立したので、河北町在住の損害賠償請求者に対し、55万6,565円を支払うものです。

日頃から道路維持作業の業務管理などに十分注意するよう喚起しておりますが、今後におきましてこうしたことが起きないよう、より一層の注意を払うようにまいります。

以上、よろしくご審議を賜りご可決くださいますようお願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(10番、11番の通告あり)

それでは、「木村章一議員」

○10番(木村章一議員) 議第90号につきまして、質疑いたします。

農作物被害として55万円余りという金額、なかなか大きな金額かなと思います。もう少し作目など説明いただければというように思います。

以上、質疑します。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 具体的な内容でございますけれども、先ほど説明した日時におきまして、町のほうの維持作業中に農薬、実際はバスターというような農薬でございましたけれども、それを希釈した中で、それを町道のほうの草刈り作業後に一部、機械刈りでの除草ができなかった場所について農薬を散布す

るというような作業をしておりました。

そうした中で、一部、そのほうの手刈りの部分まで及んだ農薬が飛散してしまったという部分が、当日は午後からその作業を進めたようでございます。そうした中で、その農薬が気化して、風向きによって町道南側のほうへその農薬が飛散し、被害が高じたというようなことです。

被害を高じた耕作面積でございますけれども、耕作者が該当するその飛散した米への被害が関係者が2名ございまして、一人の耕作者のほうはつや姫、耕作面積が95.7アール、もう一人の耕作者はひとめぼれでございまして、耕作面積が59.2アールというようなことでございました。

とりわけ、今回つや姫の部分が今回の損害賠償のほうに当たる部分なんですけれども、つや姫の部分が特産米でのブランド米というような流通の中で、結果的に収穫後の品質確認をした中で、農協さんなどともいろいろ確認を進めた中でしたわけなんですけれども、特産米の扱いにはならなかったというようなことから、実費に関わる損失の部分を計上させていただいた中で、今回の示談金に至ったというような内容でございます。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○10番(木村章一議員) 質疑終わります。

○漆山光春議長 以上で10番木村章一議員の質疑を終わります

次に、「11番石垣光洋議員」

○11番(石垣光洋議員) 今の質問、今の説明、今の説明で大体分かりました。

資料もタブレットで配付はなっていたわけなんですけれども、この2名のうち、特栽培米ということでつや姫、普通つや姫だと、圃場には普通は何を栽培しているか、特栽培米を栽培している、多分そういうのがあるはずなんですけれども、そういう確認はなされずに散布

されたんだと思います。

散布場所と圃場が大分離れているので、そこら辺の確認まではできなかったんだらうと思います。先ほどの説明だと午後からの散布だということでした。あそこら辺は、午前11時頃になると北風が吹いて、結構強い風が吹くということは耕作者なら大体分かっているはずですので、除草作業に当たった作業員の方が、毎年やっているとすれば、そこら辺の風の強さとかも分かっているはずだと思いますが、そこら辺の指導等は、指導なんかは行われなかったのか、お伺いしたいと思います。

つや姫、特栽培米ということでの損害賠償ですが、特栽培米については、農薬とか肥料とか制限回数ありまして、そこら辺で該当にならなかったんだらうと思います。バスターについては、農薬登録になっておりますので、ひとめぼれについてはその品種としての流通はできたんだらうと思いますけれども、つや姫については、特栽培米ということのくくりの中で、該当にならなかったんだらうと思います。

結構大きな面積でありますので、この配付された写真を見ると、圃場の持ち主は結構きれいに除草作業はやって、畦畔の除草作業をやっていたわけですが、この道路幅、6メートルもあると思います。除草作業をやっているところはきれいに枯れていますが、写真上ではきれいに枯れているんですけども、いや何で6メートルも飛んだのかなと。随分大きな動力散布機でやったのか、それともすごい動噴でやったのか。あるいは今、普通農家は飛散防止カバーをつけてやっているんですが、そこら辺までの指導はなかったのか、お伺いしたいと思います。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 まず、作業員につきま

しては、常日頃から町道、農地に隣接しているような作業もしておりましたが、当日、午後から特に強風が吹いたというようなことで、注意を払いながらという部分は常日頃からやっているわけですけれども、ちょっと通常でない事象が起きてしまったと。注意のほうがちよっと怠った部分は否めない部分はありますけれども、今後、その部分は十分しっかり対応しながらという部分で、特に配慮をしながら、農地のほうの特産米の周辺に及ぶようなそういった作業の部分は注意するようということ、事故が発生した以降についても徹底してその辺は周知を図らせていただきました。

なぜ飛んだのかという部分なんですけれども、やはり想定していた以上に風が強くて、道路幅は広いんですけども、カバーもした中での噴霧機でございましたけれども、結果的に飛んでしまったというふうなことであります。

特栽培米というようなことでの流通が通常の中ですけれども、今回は、出荷基準の不適合米の1級というようなことで、結果的に品質管理のほうを農協さんのほうでも確認していただいた中で、そういった流通になってしまったと、その部分の損失分だというようなことになります。

○漆山光春議長 「石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員） 今後とも注意してやっていただきたいと思いますが、あそこの北側については、資材が結構置いてあります。そこも町の管理ということになっていて、そういう資材置場の除草ということやられたんだと思いますが、あそこは春とか秋とか、結構草が繁茂したり、ヨシが繁茂したりしております。例年気をつけてやっておられるんだらうと思いますが、今回初めてということでもよろしいでしょうか。

○**漆山光春議長** 「須藤都市整備課長」
○**須藤俊一都市整備課長** 今回該当する吉原置揚線につきましては、例年、8月を前にして、ちょうどいい時期を見計らいながらやっております。今後とも、十分注意しながら、例年の維持管理に努めさせていただきたいと思えます。

○**漆山光春議長** 「石垣光洋議員」
○**11番（石垣光洋議員）** 終わります。
○**漆山光春議長** 以上で11番石垣光洋議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。
討論に入ります。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。
採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）
賛成全員であります。

よって、議第90号損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決しました。

○**漆山光春議長** 次に、議第78号令和4年度河北町一般会計第8回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。
歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（1番、2番、3番、4番、5番、7番、9番、10番、12番の通告あり）

1番、2番、3番、4番、5番、7番、9番、10番、12番、落ちありませんか。

確認します。

1番、2番、3番、4番、5番、7番、9番、10番、12番、落ちありませんか。

それでは、「1番岡田桂司議員」

○**1番（岡田桂司議員）** 1点、お聞きしたいなと思えます。

6款1項6目の田んぼダムの効果検証事業に備えて……

○**漆山光春議長** 岡田議員、マイク近づけてください。

○**1番（岡田桂司議員）** ということを出ておりますが、槇川流域の実証圃場への排水口、またはその畦畔補強事業と出ております。どのくらいの広さでのなのか、あと排水口は、コンクリート製とか様々な製品があるわけですが、どのようなものを使うのかなということですね。

あと、その畦畔が大体基盤整備の後ですと、田んぼダム1枚であれば、結構な幅とそれから高さがあると思えます。どんな補強するのかも教えていただきたいと思います。

○**漆山光春議長** 「宇野農林振興課長」

○**宇野勝農林振興課長併農業委員会事務局長** この実証実験につきましては、約7ヘクタールの圃場が2か所、合わせて14ヘクタールちょっとになるわけですが、そういった広さ的にはなります。その2か所で比べていくというような内容でございます。

排水口の形状、構造でありますけれども、今のところはコンクリート製のものを想定してございます。

また、畦畔の補強というところでございますけれども、コンクリート製のものを埋設していくわけですが、その先に排水路までの塩ビ管でつなぐわけですので、そこら辺の補強というところの想定でございます。

○**漆山光春議長** 「岡田桂司議員」

○**1番（岡田桂司議員）** そうすると、畦畔の補強というのは、排水口の周りという意味で捉えてもよろしいんですか。

○**漆山光春議長** 「宇野農林振興課長」

○**宇野勝農林振興課長併農業委員会事務局長** 現段階でそのとおりでございます。

○**漆山光春議長** 「岡田桂司議員」

○1番（岡田桂司議員） 圃場、やっていたら、その現場を一度見たいなと思っています。ひとつよろしくをお願いします。

○漆山光春議長 以上で1番岡田桂司議員の質疑を終わります。

次に、「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） 2点、質疑させていただきます。

1点目ですけれども、28、29ページ、商工費になります。

各款にわたって、需用費の中で水光熱費、光熱水費、増額をしておりますけれども、商工施設と、産業振興センター費に置いてありますけれども、同じようにどんがホールですね。ここの光水熱費が抜けているといいますか、管理、どういった経過で今回載らなかったのか。結構あそこも電気を使っているかと思うんですけれども、こういった今回補正に載らなかった経過についてお聞きします。

あと2点目ですけれども、同じページの28、29、8款1項1目の、先ほど質疑ありました賠償金の問題。賠償金に関しては、しょうがないと思います。私も議員やって、初めてのこういった賠償というね、それで先ほどの中でも、今後より一層の注意を払って作業をしたいということだけでしたけれども、やはりこういったことは二度とあってはならないことだと思っただけですね。ですから、そのための明確な再発防止策、ここではっきり答えていただきたいと思います。

以上2点、お願いします。

○漆山光春議長 「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 28、29ページ、7款1項5目商工施設費ということで、需用費、産業振興センター費の光熱水費でございます。

こちらのほうは、管理を商工会のほうに業務委託をしておりますのでございます。光熱水費につきましては、町のほうで直接お支払

いしているということで、高騰に伴いました増額とさせていただきますところでございます。

ご質問ございましたどんがホールにつきましては、年度協定に基づきまして、指定管理料ということでこちらのほうで支出しております。高騰した部分も含めて、今年度の指定管理料の中で、足りるか足りないかということとを精査した上で、判断させていただきますところでございます。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 作業については、十分徹底を図り、そういったことのないようにというふうなことでは当然今後も進めるわけですけれども、明確な再発防止というふうな部分では、先ほど私申し上げさせていただきましたけれども、今回、農薬の散布が午後からの作業というふうなことで、気化がしてしまったというふうなこともあります。農家の方々も、できるだけそういった農薬の散布を、まずは風があまり強くない時期、あるいはできるだけそういうものが発生するのは午後からだというふうなことなども教えていただいた部分もございました。

そうしたことから、作業に従事する職員につきましては、できるだけ早い時期、午前中作業とかですね。そういった中で、十分な配慮を進めた中でそういった除草そのものの作業は進めなければいけないものですので、その辺の注意を図りながらということで、さらに徹底を図らせていただきたいと思っております。

○漆山光春議長 「齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） 1点目ですけれども、指定管理料の範囲内だという判断でしたけれども、私聞いた範囲ではかなり厳しい、状況的に。しかも、まだこれから1月、2月、3月、3か月あるわけですから、明らかに私は足りなくなると思っただけですね。

多分予想した指定管理者側からも、そうい

った要求というか、そういうのがあったはずですけども、その辺の経過はいかがなんでしょうか。

それから、2点目ですけども、できるだけ風のないとか、そういうことはあるんですが、そういったことをきちっと作業標準といいますか、除草する際のその作業仕様書みたいな中にしっかりと書き込んで、起こらないようにしていく必要があると思いますが、どういうふうにするつもりでしょうか。

○漆山光春議長 「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 どんがホールの光熱水費についてでございますが、この予算を私どものほうで計上させていただいた時点はこのような状況でございましたが、先日、どんがホールのほうから、光熱水費のことについてのご相談を受けたばかりでございます。今後の見通しも含めまして、協議を進めてまいりたいと思っております。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 道路維持の作業仕様といいますか、そういった農薬散布のみならず、いろいろな注意事項がございます。そうしたものを改めて精査した中で、作業に従事させていただきたいと思っております。

○漆山光春議長 「齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） 1点目ですけども、恐らく足りなくなるのは目に見えていると思いますので、しっかりとその辺の今後の対応ということをお願いしたいと思います。

それから、2点目については、しっかりとやはり今回の教訓を生かして、二度とないよというようにということを申し上げまして、終わります。

○漆山光春議長 以上で2番齋藤隆議員の質疑を終わります。

次に、「3番槇正義議員」

○3番（槇正義議員） 2点お尋ねをいたします。

15ページ、2款1項9目のまちづくり推進事業費の地域振興総合交付金が大幅に減額補正されております。恐らく新型コロナに伴う地域の活動の減少というものかなと思います。特に加算事業等について、そういったところの傾向について、具体的に大幅減額についての状況についてお知らせを願いたいと思います。

あと、42ページに、職員の級別職員数について書かれております。12月1日現在で、一般行政職が135人、そして技能職が7人の142名というようになっておりますが、職員定員管理計画によりますと、令和7年度までに157名を目標とするということからすると、大幅に下回っておりますが、職員数が少ない中で行政をするということは、ある意味ではいい面もあると思いますが、超過勤務、労働密度が大変厳しいというご指摘の状況もあるわけですけども、この142名と職員の定員管理計画157名についてのこの状況について、どのようにこれから考えていくのか、お知らせをいただきたいと思っております。

○漆山光春議長 「鈴木まちづくり推進課主幹」

○鈴木淳子まちづくり推進課主幹 14、15ページ、2款1項9目まちづくり推進費の中の地域振興総合交付金についてのお尋ねであります。

議員ご指摘のとおり、各地区において、コロナ禍によりまして事業の開催等が難しかったということでございます。特に、いきいきサロン事業、また、スポーツ交流大会のほうも開催が中止になっております。生涯学習事業についても、実施回数が大幅に減少しているというような状況となっております。

○漆山光春議長 「後藤総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 職員の給与に関しまして、給与費明細にございます。職員の数というふうなことでありますけれども、こちらの数につきましては、一般会計で

支給しております職員の数というふうになっておまして、このほかにいわゆる企業会計で支出している職員がおりますので、職員全体としてはその合計数というふうなことになるかと思えます。

最近のコロナ関連、災害関連で時間外勤務が非常に増えているというふうなご心配でありますけれども、職員の数といたしましては、今年度当初150人だったと思えますけれども、スタートしてまいりまして、年度途中で採用した職員も4名おりますし、また、残念ながら年度途中で退職に至った職員もおりますので、そういったことも勘案して、今後の定数管理は進めていきたいというふうに考えてございます。

○漆山光春議長 「楨正義議員」

○3番（楨正義議員） 地域振興総合交付金の中で、話としては今分かりました。ただ、私どもの議会報告会などで、区長の皆さんから話として、具体的なその交付事業のいわゆる加算事業等について、知らなかったというような話も大分聞かしております。

区長さん、この4月に40%以上の方が交代をされているという状況もありますので、地域振興総合交付金を有効に活用するために、その研修会とか、あるいは区長会の総会等で、具体的な支給の考え方とか、具体的にこういうことも交付対象になるよというような周知徹底というものを、もう少し具体的にしていく必要があるのではないかというように思いますので、そういったことについて、これから少しきめ細かい指導などもお願いしたいというふうに思っております。

職員の管理計画については、状況については分かりましたので、ぜひ、様々これからもコロナ問題とか、あるいは様々な課題が山積しておりますので、ぜひ職員の健康管理、あるいは具体的な事業が推進可能できるように、

目配りを十分してほしいということで、私の質疑を終わらせていただきます。

○漆山光春議長 以上で3番楨正義議員の質疑を終わります。

次に、「4番佐藤修二議員」

○4番（佐藤修二議員） 質疑3点と、意見を1点申し上げます。

20ページ、21ページにあります子育て世帯生活支援特別給付金についてであります、町がいち早く10万を出産時に支給していたと。国もやっと動き出したと。町より遅い、20万と、非常にいいことだと思うんで、出生率が高まることを期待しているし、これをしっかり町と国の姿勢を継続してほしいということだけ申し上げて、これは意見です。申し上げておきます。ですから、お答えは要りません。

次に、商工費、まずは26ページから。商工費の中で、ほくほく応援券、2目の商工業振興費の中に1,200万の減額になっています。1,200万減額の内訳といいますか、中身と、どうして1,200万も減額なる、要するに換金されなかったのか、使わなかったのかということなんですけれども、それに対して、担当課としてどのような分析をなさっているかについて。

次、28、29ページのべに花温泉ひなの湯の4,700万の指定管理料についてであります。

この指定管理料4,700万という数字をはじき出したその根拠がなかなかよく難しいんですが、この4,700万を今の1人当たりの入湯料350円で単純に割りますと、13万幾らぐらいになるんですね。おおよそひなの湯は今まで30数万人入湯者いたのが二十何万に落ちた。大体その落ちた人の数掛ける入湯料ぐらいの支給、おおよそです、おおよそ。そういう支給になっているんですが、これ、そして前のほうにも債務負担行為ということで、これから後、令和5年、6年、7年の分、ずっと四

千何百万の指定管理料を払うとこういう形を取っているようですが、このままいくんでしょうか。二十何万人のままずっと推移していくという町としての読みなんでしょうか。

今、コロナがどう、コロナは全く予測不可能なところありますが、だんだんとウィズコロナということで、コロナに振り回されない日常生活を取り戻そうというふうな中で、もっと入浴者を増やす手だてをして、元の数字に近づくよう努力するということが必要なんじゃないかと思うんですが、令和5年、6年、7年も四千数百万の指定管理料を組むということは、もう見込みがないと、二十何万人とずっとするんだと、二十何万人でいくという計算に立っているんでしょうか。その点についてどのように考えていらっしゃるか、お尋ねします。

次に、34ページから、これは小学校と中学校と関わりありますので、一緒にお尋ねしていくんですが、学校管理費の中のその光熱水費です。

小学校も中学校も光熱費が数百万上がっています。小学校では、当初で936万ですか、見ていたのが四百何万ですから、約倍に今回予算化されています。中学校に至っては、当初では225万見ていたのが270万、当初よりも増えています。倍額になっています。

提案理由では、電気料金が値上げになったためと。そんなに5割も値上げに増やさなきゃならないぐらい上がったんでしょうか。東北電力でも何か3割ぐらい上がるみたいな話が出たり、国からのそれに対する対応があって、また値下げするという記事が出たり、いろいろな国の施策もあって、電気料金をそんなに上げるなど、上げないよということをやっているようではありますが、こんなに5割も、あるいは中学校に当たって同額ぐらい、要するに倍増というんですか、というんです

か、になるほど、そんなにかかるんでしょうか。この光熱水費の見積りですね。この数字の根拠を示していただきたいと。

と同時に、学校では節電対策、もちろん子供たちには、教室では寒くないところで、あるいは夏は暑くないところで、冬はちゃんと暖かくしてというのはもちろん、当然の子供の教育環境上必要なことで、大事なことなんですけど、それ以外のところで、経費削減に向けてどんな取組をやっているのかについて。

以上、最初の部分はお答え要りません。後の商工の部分と教育費の部分について、お答えをいただきたいと思います。

○漆山光春議長 「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 26ページ、27ページ、7款1項2目商業振興費の商業振興費かほくほくほく応援券事業委託料の1,200万の減額について申し上げます。

1,200万の減額の要因となったものにつきましては、換金原資といたしまして、1万8,000人分の9,000万を予定したところでございます。実際、配付されたものにつきましては、1万7,480人分の8,740万になっておるところでございます。

この間、換金されたものにつきましては、7,924万1,500円ということで、815万8,500円が原資分の換金されなかった金額ということになっております。その他諸経費等について精査したところ、1,200万の減額となったというような状況です。

この要因についての分析でございますが、このたびのやり方としまして、実施の方法としましては、500円の券を10枚ということで、1,000円以上の料金に関しまして、500円の補助金、助成ができるというようなやり方をさせていただいたところであります。要因ということにはなりますけれども、使い勝手が悪いとか、そういったお声を頂戴しているところ

ろは確かでございます。ただ、事業所の方には、非常に大きな経済効果を生んでいるというようなお声もいただいていることも確かでございます。

このたびは生活支援ということで実施させていただいたところではございますが、我々経済を担当する担当課としましては、できる限り経済のほうも一緒に回せばなということで、このような制度設計をさせていただいたところでございます。

2点目の28ページ、29ページ、7款1項4目観光施設費、べに花温泉ひなの湯の指定管理料4,700万についてご説明申し上げます。

こちらのほうにつきましては、当初計画、今年度におかれましては、1日平均990人を見込んでおったところでございます。実際には、現在のところ1日平均672人ということで、当初収入として見込んでおったのが約2億700万というところでございます。

今後の、672人ということでは、約1億4,400万になるということが、収入の予定でございます。

支出におかれましては、1億9,150万ほどの支出の見込みがあるということでございます。

人件費等についても、最低賃金のアップや、職員の経営者についての人件費が上乘せになってくるというところの要因と、光熱費につきましても、昨年度、人数的には同等でございますが、昨年度3,500万ぐらいの支出でございましたが、原油高騰に伴いまして、約4,000万を見込んでいるというところでございます。

ひなの湯につきましては、10人お客様がいますが、100人いようが、固定的な費用はもちろんかかってきます。温泉を回すための重油とか、そういったものは、もちろんかかってくと認識しております。

現在も、いろいろなイベントの開催やアプリ会員を募集しまして情報発信等、谷地高の産学官連携も含めまして、入場者増の努力をされていると認識いたしております。

今後の見込みでございますが、なかなかコロナの影響もある中で、利用者が減っているというのはご承知のとおりかと思いますが、なかなかリピーターの方も、高齢の方も大分少なくなってきていると。新たな入浴者を設けるということでは、やはり様々なイベントとか、そういったものに取り組んでいかなければいけないのかなというふうには思っております。来年度、再来年度以降についても、入浴者数のほうはなかなか伸びが見込めないというところもある中で、微増ぐらいの見込みで債務負担行為を取らせていただいたところでありませう。

以上です。

○漆山光春議長 「秋場学校教育課長」

○秋場弘昭学校教育課長 34ページ、35ページ、教育費の小学校費あるいは中学校費の光熱水費についての電気料金等の増額した理由ということですが、その根拠的には2つあるかなというふうに考えております。

一つは全体的な、施設もそうなんです、電気料金の高騰ということで、今3割近く高騰しているところがあります。

あともう一つは、小中学校ともにエアコンの設置をしまして、コロナ禍においての換気ということもありまして、エアコンをつけながらの換気もしているということで、その部分の電気代、電気料、消費電力を使ったということがあると思います。

昨年度との比較をしますと、昨年度はコロナ禍、状況の分からない中での換気の徹底ということで、窓を大きく開けながらやはり日中も換気、エアコンをつけながら換気もしていたところもあったわけですが、二つ目のそ

の節電対策の回答にもなるんですが、節電も考慮した中での換気ということで、時間をうまく見たりとか、ただ単に常に窓を開けておくことではなく、時間によって換気をしたり、窓を少し、大きくではなく風の通りを決めて対角線にというようなところでの換気の配慮なども含めて、今年度については昨年度よりは電気量少なくはなっているところではありますが、コロナによる換気、あるいは電気料の高騰ということでの根拠と、節電ということで、その対策も講じていくと。

さらに、対策の中の一つとしては、教員の働き方改革もありまして、残業のときに電気、光熱水費もやはり使うわけではありますが、その働き方改革によって少しずつ残業も減らし、その光熱水費も、そういうようなところも一つの節電の対策ということになっていくというふうにも認識しているところでもあります。

○漆山光春議長 「佐藤修二議員」

○4番（佐藤修二議員） まず、ひなの湯についてであります。前は7時からのところを6時にしてくださいましたね。一つは前に進めた。それから、議会からも何回もあった、朝早く行くとサウナが使えないと。使えるようにすべきだという意見が何回も出ていたんですが、できない、できないと言っていたのが、課長替わったらできるようになりましたね。やると言ったんですから、これも私は評価したいと思います。いろいろ対策を軽部課長になっていろいろなことが変わってきました。

ですから、ぜひ、少しでも前に、以前の三十数万人来ていたのに戻るべく努力をさせていただきたいと同時に、通常、県内でも何か所かで閉めましたね。ほかのところね。なかなかどこでも経営厳しいのは実際としては分かります。ただ、ひなの湯には町がついているから、委託料でこういう何千万ももらえるということに甘んじないでほしい。

やはり企業意識をしっかりと持って、今までは前には、以前には町に税金納めない、納める分と言ったらおかしいんですけども、1,000万寄附なされたこともありますし、非常に優良企業、委託料ももらわずに運営していて、しかも利益も出していたという優良企業だったんですから、そこに一步でもまた近づく努力をしてほしいし、固定費としてかかるのは分かりますが、やはり三十何万人来たときの経費と二十何万人しか来ないときの経費というのはもう、要するにやはりきっちり見直すべきところもあるんじゃないかなと思いますので、ぜひ経営努力するよう、指導をお願いしたいというように思います。

ほくほく応援券については、残念ながら要するに今回この件に関しては少し下がりましたね。前はもう少し、100%のときはもう少ししかかっていて、今回はまるきりじゃなくて、そこに町としての経済効果を狙った500円、1,000円で500円ということで、扱いにくくて減ったという部分はありますので、先ほどからお聞きしますと、いろいろそれはそれなりに分析しているということもありますので、ぜひまた次にそういうことをしなければならぬことがあるかと思うので、今回のこともしっかり生かした次の対策をしてほしいと思いますが、たしか7番議員から、その商品についてのいろいろな動向の、消費動向指数みたいな感じでの河北町が六十何パーセント、寒河江市が九十何パーセント、山形市も九十何パーセントという話がありましたけれども、寒河江市も山形市も、寒河江市は「チェリン P a y」、山形市は「べに P a y」ということで、寒河江市外の人でもその P a y を買えば皆使うということで、要するに市外の人たちが寒河江市で使うようなきっかけをつくっているわけです。山形市もやっていますよ。

そこでやっているところがすぐ反映したわ

けじゃないんでしょうけれども、そういう姿勢が九十何パーセントという、だけれどもうちは60。うちの町の人しか買えない。ほかだとそこで勤務していた人も買えたり、その町外から勤務している人が買って行って、うちの町で買うというのも認めているわけですので、六十何パーセントが70、80に上がるように、今回のことも踏まえてぜひ、次の機会がありましたら、そういうことを生かして頑張っていたきたいというふうに思います。

あとは、非常に大きい光熱水費の教育委員会、教育長にお尋ねします。いいですか。

学校というのは、今、担当課からは、窓なんか閉めたりいろいろなことをやっている。もっと大きい節電できるんじゃないのかなと思うんですが、節電ですね。

私も、夜、体育館に行くことがあります。小学校にも中学校にも。まず、トイレはつけっ放しですよ。トイレはつけっ放し。24時間つけっ放しです、トイレ、便座は。小学校も中学校もほとんど。土曜日もつけっ放しです。日曜日もつけっ放しです。1日24時間で考えて、学校に先生方7時頃から来るとすると、7、8、9、10、11、12、1、2、3、4、5、6、6時か7時くらいまでいても12時間なんです。12時間しか使用しないのに、24時間つけっ放しなんです。要するに、無駄な部分が半分です。無駄が半分です。それを、休みの土曜日も日曜日もずっとつけっ放しです、これ。もちろん、冬休みも夏休みもつけっ放しなんですよ。

これが、自分たちの懐から出ているお金じゃない。一般家庭だったら、大抵夜寝る前に消しますよ。朝つけますよ。寝ている間は電気つけっ放しなんて無駄ですから。自分の懐から出ますから。

だけれども、学校は、先生方一人一人、自分から出ているわけじゃありませんので、一

向に構わない。つけっ放し、無駄だと思いませんか。

でも、学校ってそういう、みんながそういうところにいるから、それが当たり前になっていませんか。それとも、機能的にというか、その器械自体がつけたり消したりできないようなシステムになっているのかどうか、そこまでちょっと私も分からないんですが、ずっとつけっ放しです。

そういうところにも、こうやって値上げせざるを得ない大変な時代に、手をもう一回差し伸べて、ここはこうしようと先生自らが節電しようということにならないんでしょうかね。

だって、学校の教育の中で、子供たちをごみ拾いしたり、節電、何に対してということ授業でやっていることいっぱいあるんですよ。でも、自分たちはやらないんですよ、そういうことには。一向に無関心。人の金ですから。町の予算ですから、悪く言えばね、悪い言葉で言えば。

でも、やはり子供たちにも教えると同時に、先生たちも自らそういう意識を持たなければならぬんじゃないかなというふうに思うんですが、機能的に無理なのかどうか、実際学校にいらっしゃった教育長だったらご存じだと思うので、このことについては担当課長より教育長からお答えをいただきたいと思います。

○漆山光春議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 私ども自身も、節電については大変大切なことだなというふうに認識しております。

つけっ放しはもちろんのこと、例えばです、音楽なんかあった場合に、教室が空くわけです。そうしたときは、必ずエアコンも照明も消しましょうということによって消して、そして音楽室に行くように、そういった指導を日頃し

ております。

議員がご指摘のいわゆるつけっ放しという状態があるとすれば、やはり改善に向けて強い指導を行っていきたいと思っています。

○漆山光春議長 「佐藤修二議員」

○4番（佐藤修二議員） 教室とかそういうところは使った後、全部やはり消しますよ。皆それぞれ意識しています。でもね、いざトイレというのは、全然目を向けていない。いつ行ってもぽっかぽかに温かいです。土曜日行っても、日曜日使うにしても、日曜日するにしてもね。あるいは、夜間使うにしても、いつでもぽっかぽかです。最高に温かい。気持ちいいですけども、すごく。でも、無駄なんじゃないかなというように思います。

各教室にいろいろな、先ほど教育長言ったとおり、音楽室とかいろいろなところ、個々のことはちゃんときちんとやっているとは私は認識していますが、そういうところがまだもったいない。だって、24時間中、実質使う時間は半分なんです。その間誰もいない。要するに、夜中の12時、1時、2時、あるいは4時、5時というときもずっとつけっ放しなんですよ。ずっと温かいです。それが現実なんです。実際そうなんです。

ぜひ、こういう厳しい時代なんですから、こうやって小学校費も50%、中学校費はもう100%を超える増額をしなければならぬほど、例年よりかかるわけでありますから、ぜひ町に甘えることなく、各学校、先生方もきちっとした節電対策を取れるように、教育長から指導していただきたいし、また、スポーツ少年団や日曜日なんかを使うときは、その使うときだけ入れられるように、機能的になるのかどうか分かりませんが、そういう指導でいいんじゃないかなと。

そういう場合、もし使えるのであれば、やはり使う、利用するスポーツ少年団の指導

者の方に、行ったときにスイッチ入れて、終わったら消すという指導もできるのであればやって、そういうやはり全体で、学校だけの問題じゃなくて、利用者も含めて、そういう節電対策というのが大事なんじゃないかなというふうなことを申し上げて、質疑は終わります。

○漆山光春議長 以上で4番佐藤修二議員の質疑を終わります。

ここで10時15分まで休憩いたします。

休 憩 午前 9時59分

再 開 午前10時13分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

次に、「5番吉田芳美議員」

○5番（吉田芳美議員） それでは、私のほうから1点、質疑させていただきます。

6款農林水産関係の田んぼダム効果検証事業、県の効果検証事業に向けた排水口工事など、216万円というふうにあります。この216万円の内訳をちょっと教えていただきたいと思います。

せんだって総務産業常任委員会のほうで、宇都宮の田んぼダムの見学をしてまいりました。非常に我々河北町と同じように、宇都宮の市街が冠水したというふうな内容で、取組方は非常に早かったというふうな内容で、着工から約2年ぐらいで、その田んぼダムの効果がある程度確認できるような状況にまで今至っているというふうな内容でした。

田んぼダムに協力してくださる農家さんというのは、全く何のメリットもないわけです。ということで、かかる費用に関しては、全て行政が負担をします。そのために、行政のほうは何をやったかという、できるだけ安価にやりたいと。そして、排水のますに関しては、宮城県のプラスチックの製造会社のほうで1万6,000円で販売している標準品を使った。そして、田んぼの2か所ぐらいに、当

然取水・排水というふうな内容で最低2つぐらいこれをつけるわけなんです、1万6,000円のこういうふうな樹脂の50センチ角ぐらいのやつを埋めると。その埋める作業が、1万6,000円プラス何がしということで、5万円で1か所上がっているというふうな説明でした。

今回は216万円をかけて、当然検証結果でうまく行き進めば、そういうふうなことが一応展開なされると思いますが、宇都宮のほうでやった内容は何かというと、一番最初に地形を調べましたと。そして、例えば今回は押切地区、あとは杉の下田井地区とか、いろいろなところ、改目地区も含めてなんです、これだけの内水氾濫を防ぐためには、どれだけの水がめにすればいいかというふうなことをきちんと出して、そしてどれだけの水量をためるようなことをやればいいのかというふうなことを想定したと。そして実施をして、住民説明会にする際には、協力を得るために下流域の方が、二度とあんな内水氾濫がないようにしたいために、上流域の方は協力してくださいと、そういうふうな仕事の持ち方をしたと。

そういうふうなことがないと、俺はいいとか、俺は嫌だとか、また、取りつけていただいた後も、全て前と同じような労務、何というか、作業の中で水が管理できるような状態にしてあげると。そういうふうな一体的な内容がないとだめだと。

今回、216万のやつ、例えばコンクリートですよとなっちゃいますと、宇都宮のとまるきり違うと。田んぼ、いろいろなところに行ってコンクリートを埋めるとなると、大変な作業になっちゃうと。

どういうふうな構想があって、どれだけのことがすれば、令和2年7月豪雨のその水害を下げられるというふうな根本的な説明をし

っかりしていただいた後で、こういうふうな実証実験の結果を今してますよというふうなことが説明いただきたいなというふうに思っています。その辺のところでご答弁お願いいたします。

○漆山光春議長 「宇野農林振興課長」

○宇野勝農林振興課長併農業委員会事務局長 まず、このたび補正します216万円につきましては、7ヘクタール2か所ということで、排水口が48か所分であります。1か所当たり4万5,000円の工事費を見込んだものでございます。

この田んぼダムにつきましては、最上川流域プロジェクト、治水プロジェクトの中で、全県下で進めるべく、県のほうでも動いているものの一つであります。流域全体で田んぼダムに取り組み、最上川全体の流量を下げていくと、流れる水を下げっていくというのが目的というふうに認識してございます。

その手始めに榎川水系、約750ヘクタールほどございますけれども、河北町としましては、その中で取り組んでまいりたい。そして、来年度、実証実験をしてまいりますけれども、それ以降、上流域にもこの田んぼダムというものを推進していきたい。

また、町内におきましては、北谷地地区のほうで水田の圃場整備が行われて、そこにはもう既に田んぼダムができるような排水のまですが組み立てられています。そちらのほうにも普及して、あちらのほうは法師川になるかと思っておりますけれども、そちらの水量も下げたいければと。最終的には最上川全体の水量を下げていくんだというような考えの下で進めたいと思っております。

○漆山光春議長 「吉田芳美議員」

○5番(吉田芳美議員) ありがとうございます。

4万5,000円というのは、宇都宮より5,000円安いというふうな内容で、工事費全て込み

だったら、非常にいいものかなというふうに思っています。

まず自体も3種類ぐらいありますよというふうな内容で、それぞれの土地柄に合わせてますを一応選択していただいているというふうなことでした。一番やはり使っているのは、新潟県だというふうなことも言っておりました。ぜひ、その辺のところの業者のほうも収集した上でお願いしたいなと思います。

それで、最終的に、令和2年7月豪雨のものを、例えば今の田んぼに15センチぐらいためる、また、20センチぐらいまではためられるというふうな話なんかもしていましたが、どのぐらいをためて、7ヘクタール掛ける2というふうな内容でちょっと検討しているか。最終的に、どれだけの田んぼダムを面積を用意すれば、あのような内水が下流域のほうに来ないのか。その辺のところ、もし分かれば教えてください。

○漆山光春議長 「宇野農林振興課長」

○宇野勝農林振興課長併農業委員会事務局長 このたび施工する場所、7ヘクタール掛ける2か所、これはあくまでも水量の変化を見る実証実験のためのものがございます。

お話しいただきました水害についてですけども、あくまでも、新潟大学の先生ともお話をさせていただきましたけれども、水害の被害を軽減するものだというようなことでお聞きしたところでございます。

やはり最上川の水位を下げなければ、そこに流れていく支川の川は流れませんので、その対策のためということでございますので、今のところ正直申し上げてどれぐらいの水量というところまでは計算をしていないというところでございます。

○漆山光春議長 「吉田芳美議員」

○5番（吉田芳美議員） ありがとうございます。

ひなの湯周辺の下野地域も逆川、あと渋川というふうな内容で、あの辺一帯がやはり湖状態になったというふうな内容なんかもありますんで、当然、その上流域のほうにはお世話になりたいというふうには思っていますんで、早急にいろいろな形で町民にも内容を説明できるようなことをやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○漆山光春議長 以上で5番吉田芳美議員の質疑を終わります。

次に、「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） 私から1点、質疑させていただきます。

14ページ、15ページの2款1項10目電力等価格高騰支援給付金についてでございます。

物価高騰による負担増が続いている中で、家計を支援するというところで、1世帯当たり1万円を支援するという内容というふうに私のほうでは認識しておるところでございます。

そこでですけれども、今後、まだまだこういった家計への支援、あるいは経済の支援というのは、私は必要になってくるのかなと思っはいるんですけども、この事業を行う中で、あるいは今後またそういった支援をしていく中で、私は、今現在河北町民の方々が、こういったことを不安に思っているのか、あるいは今後こういったことを望まれているのか非常に知る必要があるかなあと思っております。

そういった中で、今回、こちら確認書を書いていただいて、すみません、確認書を送付して、内容を町のほうに送ってもらおうと、返送してもらおうというふうな内容になっているんですけども、この中で、例えばアンケートなんかを書いていただくようなそういった考えはあるんでしょうか。

1点、以上です。

○漆山光春議長 「後藤総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 2款1項
10目の特別定額給付金に関してですけれども、今回は、電力あるいはガス等々の家計支援というふうなことで給付するというようなことを予定しているわけですが、まだまだエネルギー状況しかり、そのほかの物価しかり、値上がりが続いているというようなことで先が見通せない状況が続いて、家計を預かる方については非常に不安に思っているところはあります。

その中で、そういった方の意向というか、考え、気持ちをお聞きするというような議員のお考えだと思うんですが、今のところ、そういったアンケートを一緒にする予定はございません。

○漆山光春議長 「阿部恭平議員」

○7番(阿部恭平議員) アンケートをお送りする今のところ予定はないということなんですけれども、やはり私、これはせつかく返送の費用なんかも入っておりますので、これはむしろチャンスかなと思っております。せつかく4,000、今回町単独の事業でございますので、そういったアンケートなんかを入れるのももちろん私はできると思っておりますし、ましてや今回4,789世帯もの方に送るということで、人口でいえばさらにこの何倍にもなるわけでございます。

そういった中で、もちろん1万円支給されるというのは、支援されるというのは、もちろん河北町民の方も喜ぶと思っておりますけれども、それとは別としても、アンケートという形で今の不安、心配事を書いていただいた上で、今後の支援につなげるということが、私はこの事業を行うに当たってはより効果的かなと思うんですが、なぜアンケートを封入されないのか、もう一度お聞きいたします。

○漆山光春議長 「後藤総務課長」

暫時休憩します。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時26分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

「後藤総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 アンケートについての考えはないかということですが、この給付金の趣旨が現在のエネルギー状況なり物価高に対する家計支援というようなことで、答えとしては皆さん同じような考えというか、不安をお持ちかなというふうに思います。

そういったことに対する施策としては、こういった給付でありますとか、あるいは補正予算でありましたかほくほくほく応援券のようなものがあるというふうなことで、政策としてはいろいろなことが考えられるわけですが、そういったものがその家庭によって必要かというふうなものについては、また別の機会を捉えて、意向を酌み上げる工夫をしたいと考えております。

○漆山光春議長 「阿部恭平議員」

○7番(阿部恭平議員) ちょっと納得できないところがあるんですが、なぜ別の機会なのかなと。いや、むしろ早めにかほく、先ほど同僚議員からも質疑ございましたけれども、かほく応援券も今後、課題のほうの検討・検証というのでもされていくと思われまして。そういった中で、もしかしたら高齢者の方がちょっと使いにくいとか、そういった回答も出てくるかもしれません。私はそういった話も聞いておりますけれども。

そういったのを踏まえまして、やはりこういった町全体に関する事業があるときは、むしろ好機かなと思っております。二度手間になってしまうので、単純にこれと別の機会にやってしまうと。

ただ、今、町、課長からの答弁としては、別の機会ということは今、回答いただきましたけれども、ではいつぐらいにする予定なのか、あるいはどういった内容でという話になってくるんですけれども、そういったものを今考えた上でのご発言なのか、もう一度お聞きします。

○漆山光春議長 「後藤総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 そういった具体的な時期ですとか内容を申し上げたものではありません。

○漆山光春議長 以上で7番阿部恭平議員の質疑を終わります。

次に、「9番丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） 私から2点、質疑をさせていただきます。

1点目は、22、23ページ、4款1項2目の予防費、乳幼児の生後6か月から4歳の新型コロナワクチン接種についての内容をお聞きしたいと思います。

2点目は、24ページ、25ページ、6款1項5目の農地費、先ほど来、田んぼダムについての質疑がありましたけれども、この田んぼダムの検証事業は、7ヘクタール掛ける2の14ヘクタールということでお聞きしたんですけれども、場所はどこ、具体的にもう決まっているのか、どこですのか。そして、今までの質疑の中からですけれども、もしこれを検証結果が出たときには、私も町全体に田んぼがいっぱいありまして、その田んぼからいろいろな河川のほうに流れてあふれるということがあるので、町内皆様からしっかりとご協力をいただいて、河北町の河川を守るというか、河川に流れ込む水を少なくするというのいいと思うんですけれども、やはり皆さん心配していらっしゃるの、この米の品質が落ちるのではないかとということだと思っ

私も5番議員と一緒に宇都宮の田んぼダムの視察に行っていました。そこではやはり農家の皆さん、そういうことをしちゃうと米の品質が下がるのではないかと、ましてや銘柄がいっぱいございますのでということが、一番農家の方は心配しているのか、そしてそれをやっても何も自分たちには利益がないということで、町の治水のために協力ということになるので、それが大きな恩恵なんですけれども、そういうことで、そういうふうなこともどのように説明していくのかというふうなことで質疑したいと思います。

○漆山光春議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 4款のほうに、今回の乳幼児の生後6か月から4歳までの新型コロナワクチンの接種費用について、予算のほうを計上させていただいております。

この概要につきましては、もともと厚労省のほうから通知がありまして、町においての乳幼児の新型コロナワクチンの初回接種について実施するものであります。

対象といたしましては、乳幼児で生後6か月以上4歳以下の者ということで、全体では約400人ぐらいを対象としてはおるんですけれども、実際に予算額としては、その中で低年齢になればなるほど接種希望というのは落ちてくるものですから、その半分ぐらいというふうなことで見込んだところでございます。

3回接種が1セットでございまして、原則20日以上の間隔を置いて2回を接種して、その後、55日以上の間隔を置いて3回目の接種を行うというふうなことでなっております。

会場については、基本的には集団接種を基本に考えておりまして、保護者のなるべく来やすいといえますか、受けやすい環境というふうなものを整えたいというような意味合いから、土曜日を設定をしております。これが、1回目が12月24日、2回目が1月、来年、令

和5年になるんですが、1月14日、これも土曜日になります。3回目が3月11日土曜日、これは祝日になります、の想定を考慮しているところでございます。

ワクチンの種類につきましては、乳幼児用ファイザー社製ワクチンになります。

というふうなことで、概要については以上でございます。

○漆山光春議長 「宇野農林振興課長」

○宇野勝農林振興課長併農業委員会事務局長 6款1項5目農地費、田んぼダム関連についてのお問合せでございますけれども、場所につきましては、現在、楨川水域ということで、多面の組織であります溝延かわらなでしこさんのほうにご説明をしながら、そのエリアの中で選定してまいりたいというふうに考えてございます。

なかなか水をためるということでございますので、転作田がなるべくないようなエリアの7ヘクタールを2か所選びたいという思いでございます。そういったところで、多面の組織の方にご説明をし、ご理解をいただこうと。今後、その地権者、耕作者の方も集まっていたらご説明をし、ご理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

その後、やはり議員おっしゃられるとおり、農家、田んぼを耕作する方にはメリットはない。むしろ、そういったものを取りつけることにより、ごみが詰まる、あるいは米を作る上で、当然中干しとか、水を完全に抜く時期もございまして。そういったところの手間はどのくらいかというふうなお話が聞こえてくる想定はしております。

やはりそこで農作物を取られているわけですので、営農が優先であろうかなというふうな考えはまずひとまず思っています。ただご協力をいただくということでもあります。

あと、品質についてでございますけれども、これまでたくさんの先進地のほうで田んぼダムもなされているところでございますけれども、そこからのデータを見ますと、品質には問題がないというような答えが出ております。

田んぼダムをためる水の量ですけれども、通常、田面、田んぼの上から10センチほど水を張って水稻を生育させていくわけですが、そこに、畦畔の高さが大体30センチ程度でございます。目いっぱいためると20センチためられるわけですが、それをためると、恐らく畦畔が崩れてしまうのではないかなというふうな想定をしておりますので、おむね話を聞きますと、やはりプラス10センチ、最高でも20センチまでではないかなと。そういうふうに一時的にためられるような排水のやり方、ゆっくり水を流していくやり方というのを今回の実証実験の中で得て、それを今度は河北町全域に広めて、まずは楨川水系の中で広めていければなというふうな考えでございます。

○漆山光春議長 「丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） ありがとうございます。

まず、田んぼダムのほうからなんですけれども、やはり今、宇野課長のご答弁のように、そうだと思います。やはり農家さんの心配というものをまず取り除いていく必要があるのかなと。この田んぼダムの提唱されたのが近年でございますので、やはり新しい取組ということで、皆さん不安に思われている方もたくさんいるのかなと。耕作者の方にはですね。

私たち、宇都宮に行きまして、こういう報告書を書いて委員会でもまとめたんですけども、その中でもやはり費用の面での補助も大切であるとか、宇都宮市に学び、排水調整ますの設置費の全額補助、毎年維持費を支払うとか、継続的に田んぼダムに取り組めるよう、

財源面での支援策も検討すべきというふうなことで、宇都宮市ではこれを実際されていました。

やはり今後、河北町で取り組む上でも、こういうこととその米の品質は何ら問題ないというもののいろいろな例を皆様にお示しをして、ご理解をいただくというのが大事かなというふうに思いますので、ここはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、ワクチンの件ですけれども、今の説明で分かりましたが、大人のワクチンについても、やはりその心配事はあって、今進んでいる。100%の接種にはならないわけですけれども、やはり生後6か月以上4歳以下の方の親御さんに関しましては、やはりかなり大丈夫かなあというふうな不安をお持ちだとは思いますが、やはりこれは国のほうでしっかり厚生労働省のほうで実施するというふうなことで示されているわけですので、その不安の材料を取り除くためにも、最初のほうに先進地といいますか、海外でもやったことのこの例とか、そういうことも大丈夫なんだよという安心感を与えるような広報をしながら、この乳幼児のコロナワクチン接種については進めていかななくてはいけないのかなと思うんですけれども、そこら辺はどう考えていますでしょうか。

○漆山光春議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 まだやはり新型コロナウイルスそのものが全容が解明されておらないというふうな関係から、そのワクチンについても、その効果とか検証というふうなものは行っているものの、まだまだやはり時間的な経過が少ない関係から、打つ方については不安というふうなものは多いのかなというふうに思います。

海外でも、生後6か月から4歳までの接種というふうなものは行われておるんですが、

ファイザー社の同じようなワクチンを接種している国が複数ありまして、アメリカとかイスラエルとか、そういった形での先行の例もございます。そういったことでの実例なども紹介しながら、そこで安心だよというふうなことで、不安感を取り除くというふうなころはあるんですが、そこだけが保護者の不安というふうなことではないと思いますので、いろいろな情報をこちら側で提供しながら、少しでも不安のほうを取り除いていけたらなというふうに思っているところでございます。

○漆山光春議長 「丹野貞子議員」

○9番(丹野貞子議員) こういう乳幼児をお持ちの保護者の方は、皆さん今スマホとかで情報を収集をしているかと思います。です。いろいろな情報の中でその判断をしていただくことにはなるかと思うんですけれども、町でもできる限りの情報を出して、この接種に向けて取り組んでいただきたいと思います。

以上、終わります。

○漆山光春議長 以上で9番丹野貞子議員の質疑を終わります。

次に、「10番木村章一議員」

○10番(木村章一議員) 最初に、14ページ、歳出の2款1項5目新庁舎整備費に、このタイミングで借地料という7万3,000円ですが出てきておまして、どんな内容なのか、説明を求めます。

それから、同じページの2款1項10目電力等価格高騰支援給付金ということで準備されておりますけれども、内容について、ちょっとしっかりお聞きしておきたいと思います。

非課税世帯以外、家計急変世帯以外の全世帯に1万円を給付するということですが、いつからいつまでの手続だとか、確認書という方式のようなんですけれども、どんなやり方なのか、いつから給付されるのかなどについて、詳しく説明してください。

次に、20ページ、3款2項5目児童福祉施設費4,700万円ほどで、保育士の待遇改善に取り組みられてきておりますけれども、この令和4年10月以降の分について、公定価格、保育料として支払う、町とか公的に支払う価格にその分を算入していくという形にするというような内容だという説明ありましたが、認定こども園などについては書いてありますが、どの保育施設まで対象としているかについてお聞きしたい。民間の保育園などどうなのか。さらに、学童保育の指導員などもこの中に入っているのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

あと、22ページ、4款1項2目予防費、新型コロナ、今説明あった内容でありますけれども、コロナがこの先どうなるかという見通しを町としてどの程度持っているんだろうかと。ずっと続くわけではないだろうというふうには思うんですが、どんな見通しなのかと。

ある医師の方のお話などでは、幾つかの、終息という、完全になくなるというよりは、一定収まるというような条件として、抗体を6割以上の方が持つと。

最初、これはすぐになるのではないかと、1回ワクチンを打てばこうなるんじゃないかとか、1回かかれば抗体を持つんじゃないかなんてというのが当初の予測でしたが、その抗体が、ワクチンを打ってもすぐに数か月、1年たたないうちになくなってしまおうと。変異株が次々出てくるなどということで、なかなかかなりにくいんですが、抗体を6割以上の方が持つと。そうすると、集団免疫ができるなんていうのが一つだと。

さらに、インフルエンザのタミフルのような薬ができると。そうすると、かかってもすぐにそういった薬を投与すると治る、治癒するといいますか、そういった条件ができるなんていう例、それからコロナウイルスが変異

して弱毒化するなんてことがそうなるみたいなことなんですけれども、この辺も含めて、町として一定の情報を持っているのか。こうなるとコロナをそんなに気にせずに暮らしていける、インフルエンザ並みのものとして対応していけるようになってくるなどという見通し、どう思っているか、この予算に関連してお聞きしておきたい。

それから、何回か議論ありましたが、24ページ、6款1項5目の農地費関連の田んぼダムの検証ですが、いろいろ質疑があつて、大体取り組む内容は分かってきましたが、その流下する水量の測定というのは、どんなふうにしてするのかなど。ちょっとその技術上の疑問なんですけど、田んぼダムしていないところの流れていくところと、それから田んぼダムを設置した14ヘクタールのところから流れ出る水の時間当たりの変化というんですかね。

田んぼダムは、完全に止めてしまうわけじゃなくて、5センチぐらいの出ってくる穴を開けておいて、そこからいつでも流れ出させるということで、ピークをつくらないというふうなやり方だというふうに、私も宇都宮市のほうに行つて勉強したときに、止めるんじゃないんだということで、そうだとすると、非常に設置しておけばいいので、設置してただけの農家さんにそういう点での負担はないと。雨がザーザー降ってきたときに、シャットアウトする板を設置しに行つてもらふなんていうことがあるのかと思つたら、そうではなくて、もう最初から設置しておいて、その5センチぐらいの穴からいつでも流れ出るという方式だそうなので、そうした場合のその流量の変化をどこでどうやって測る、測るのかどうかも含めて聞いておきたいと思つます。

それから、32ページ、9款1項5目地域防災費で、防災テレホンサービスのシステムを

変更すると。引き続きやるけれども、別なやり方に変えるということのようではけれども、現在のテレホンサービスは、私時々聞くんですけども、間が抜ける。電話をかけて通じると、最初6秒間ぐらい黙っているんです。ピンポンとなって、そこから15秒ぐらい何も言わない。そこから放送なった中身が聞こえてくると。

なので、それが分かっていない人は、「あれっ」と言って切っちゃうとかだと思えます。これ、決定的な問題かな。前にも指摘申し上げましたが、改善されなかったんですが、システム改良になれば、ぜひそこは対処していただきたいということについて、そういう見通しがあるかどうか、お聞きしておきたい。

以上、お聞きします。

○漆山光春議長 「後藤総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 2款1項8目の新庁舎整備費に関して、借地料のお尋ねでありますけれども、現在解体を進めておりますコミュニティセンターにつきまして、その敷地については、町有地と、一部駐車場としてお借りしていたところ、駐車場として使用していたところは、民地の借地というふうなことであります。

年度当初、12月いっぱい解体工事が終わるというふうなことで、その借地分については12月までお借りしていたところですが、変更契約がございまして、1月まで延長したというようなところから、引き続きその部分について解体工事の中で使わせていただくというようなことから、1か月分ずつ増額したというふうなものであります。

続いて、2款1項10目の特別定額給付金でありますけれども、今回の給付金につきましては、電力等価格高騰支援給付金というふうなことで、電力・ガス・食品等の高騰による負担増が続いている家計を支援するというふ

うなことが趣旨であります。

対象世帯といたしましては、国のほうで同じような趣旨で非課税世帯に5万円を給付する事業がありますので、それを除いた町内の全世帯というふうなことであります。

給付の方法ですけれども、現金として1世帯当たり1万円給付するというようなことで、手続といたしましては、該当すると思われる世帯に確認書を送付いたしまして、口座番号等の必要事項を記入いただいて、郵送で返送いただくということを原則としております。

日程でございますけれども、確認書につきましては、1月の下旬に送付を予定しております。受付も同時に開始いたしまして、実際の給付金の振込につきましては、2月の月上旬を予定しております。

事業の終了、受付の期限といたしましては、2月の28日を予定しているところであります。以上です。

○漆山光春議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 20、21ページ、児童福祉施設費の中の認定こども園運営委託料、あとその下の町外特定教育・保育施設運営委託料、あと特定教育・保育施設運営委託料、あと次のページに行きまして、地域型保育給付事業費扶助費、あと町外地域型保育給付事業費扶助費というふうなことへのお尋ねでありますので、ご説明申し上げます。

この中身につきましては、まず保育士等の処遇改善について、令和4年10月、もともと9月分までは当初予算のほうで予算化されておったんですが、10月以降の分について、処遇改善の加算として公定価格に加算することになったというふうなことであります。

当初予算で見込んでいた公定価格の各種加算項目の追加変更プラス、あと町外施設における年度途中での入所等により、増額の措置がされるというふうな内容でございます。

対象の施設であります。まず認定こども園の運営委託料のところにつきましては、あいこども園、ひなのこども園、ひかり幼稚園、あと町外特定教育・保育施設運営委託料に関しましては、町民で町外で保育施設に入所している方に対応する形で、7園あります。7施設あります。あと、特定教育・保育施設等運営委託料については、河北幼稚園になります。あと、地域型保育給付事業費の補助費、これは減額であります。影響としては、ちびっこ園、チャイルド第二ホーム、チャイルドホームなどがございます。あと、町外地域型保育給付事業費補助費、これにつきましては、1園ございます。町外の施設1園ございます。

あと、放課後児童クラブの処遇改善につきましては、9月補正のほうでも、さきに予算化されておる内容でございます。

新型コロナウイルスの今後の見込みと申しますか、ちょっとなかなか難しいんですが、町といたしましては、木村議員おっしゃいますように、何か欧米なんかではもう6割ぐらいの方が、感染とワクチン接種によって、大体の抗体を獲得しているというふうな状況から、もう日中でも、外でも中でもマスクなしというふうな生活がされているところが多いようであります。

ただ、やはり私どものほうでも、町独自にしての見通しというふうなものは特に持っておらない状況ではありますが、まずは国の方針に基づいた町でできる施策というふうなものをやっていくというふうなことが肝要だというふうに考えておるところでございます。

○漆山光春議長 「宇野農林振興課長」

○宇野勝農林振興課長併農業委員会事務局長 6款1項5目農地費、田んぼダムに関してでございます。

田んぼダムに関しましては、今、木村議員

よりありましたとおり、大雨が降った場合、その雨水を一時的に田んぼにためて、そしてゆっくり流すというような機能でございます。

何もこうした施設をしなければ、そのまま排水のほうに流れていくわけですが、一時的に田んぼにためて、ゆっくり水を流していくというようなものでございます。

お尋ねの測量でございますけれども、そういった仕掛けをしたところとそうでないところの流末のほうに自動の水位計を置いて、県の事業のほうになりますけれども、県のほうで自動水位計を置いて観測していくというものであるようではあります。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 予算書32、33ページ、9款1項5目地域防災費に関するお尋ねでございます。

現行のテレホンサービスにつきまして、システム変更、引き続きこのやり方を継続するけれども、システムを変更するという件に関するお尋ねでございますが、ご質問のとおり、議員、以前からこのサービスを利用する際の音の感覚、無言の状態が続くその秒数とかが間が延びているんじゃないかと気になるというご質問、お話をいただいていたことは十分理解した上で、今回の提案ということになっているんですが、今、その新しいシステムに切り替える際に当たって、いろいろ業者さん、請負予定の業者さんと打合せをしている中で、現在確認中という状況でございます。

思いを伝えていると申しますか、できる問題、例えば先ほど議員6秒ぐらい間が空くんではないかとおっしゃっていただいたと思うんですが、例えば自動的に7秒くらい間が空けば自動的にその部分はカットすると、そういう機能がつけばいいんですけどもということで、今業者さんと話をしているところですが、ちょっと回答が来ておりませんで、

もしかしたらシステム変更しても、現状のように少し時間、テンポがちょっとずれる感じになるかもしれないという点は、ご容赦いただきたいと思います。

以上です。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 1点目、2点目は分かりました。3点目も分かりました。

コロナがいつまで続くかと、非常に関心はあるんですけども難しい問いをしました。一番可能性があるのは、インフルエンザのタミフルのような有効な治療薬が普及するということかなあなんていうふうに思います。最近、ゾコーバというのが出て、かかったらすぐにタイミングよく飲むと、菌の排出が呼吸からぐっと減って、周りにそういうようにつかない、うつす可能性が下がって、本人も1日ぐらい早く熱が下がるとかというような薬なんですけど、もっと即効性がありそうな薬なんかが出てくる。それが普及したりするというのが一番あれなのかなと思うんですけど、なぜ聞くかということ、コロナによって非常に町行政が影響を受けている。

町民生活に非常に影響を受けているので、それなりに情報収集して、しっかりとどういうふうになっていくんだろうという一定のめどは、要は関心を持っていかなきゃいけないだろうというふうに思うんですけども、町長ご自身はこの辺について何かこう勉強されているとか、何か所感を持っておられるなんていうことがあったらお聞かせいただければというふうに思います。

農地費については、その終末の水位を測るというふうな今言い方されましたが、全部田んぼから7ヘクタールの部分からの地域を分けて、水路が比較的しやすいところとか、そうでない、全く田んぼダムしないところとの比較みたいなことをやられようとするのか、

田んぼそのものの中の水位という意味じゃないのかどうかですね。もう一度ちょっと詳しく教えてください。

それから、防災テレホンサービスについては、2回間が抜けるといいますか、途中で、かけてみると、私わざわざ計ったんですけども、かけると、通話を通じてから6秒ぐらい何も言わないんです。ピンポンみたいな音がちょっと入って、あ、つながってはいるんだと。そこからさらに15秒ぐらい、何も出ないんですよ。そこから、防災スピーカーでしゃべられたようなことがだーっと出てくるというので、そのあたりの15秒も、大体みんな電話切ります。「あれ、何か分かんなくなった」と切っちゃうと思うんですけども、そういうのでは実用性がちょっとないと言えるんじゃないか。

確認して相手のその誠意にすぎると、何とかしてねというんじゃないくて、条件としてそうならないようなものにというふうにするべきだと。そうでないのであれば、別なシステムを選ぶとかということまでちょっとしないと、有効な防災テレホンサービスと言えないんじゃないかなあなんていうふうに思うんですけども、もう一度お聞きします。

以上、もう一度お願いします。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 私も、もうここ3年、コロナで行政も町民の方々も産業界も、いろいろな面で施設を預かっていらっしゃる方もおるなど。本当に、木村議員おっしゃるような形で今後の収束見通しというものは持ちたいのは、同じ気持ちでありますけれども、そういった意味で、私もいろいろアンテナは張っていますし、都度都度、聞ける専門家のお話なんかもお話は伺う機会があれば、話題にしているわけですけども、この場でご披露する見解は持ち合わせいないと。

ただ、いずれにしても、私思っていますのは、国によっても、このコロナにどう立ち向かうかということについては差があります。都会とやはり田舎でも違いますし、世代でも、世代間でも違います。

そういう中で、やはり私としては、町政をあずかる者として、町民の方々がワクチンを打つ、あるいは家庭内感染が広がった、あるいは施設でクラスターが起きた。そういったとき、少しでも町民の方々に正しく行政として対応できる、可能な限りの情報というものを把握しながら、町民の方々に向き合っていくということかなというように思っています。

私としては、何せ相手は変異しますので、それが強く変異するのか、弱くなっていくのか、その辺の見極めもあります。ただ、少なくとも言えるのは、この3年間で、ワクチンだったり、あるいは集団免疫の取得だったり、あるいは特効薬だったり開発も、変異も続いていますけれども、それに対する人間の武器といいますか、どう対処していくかということも、非常にスピードは上がっていると思います。

そういう中で、収束ということはなかなか見通せない。ただ、社会活動と経済活動、暮らしということで言えば、着実にいい方向に向かっているというふうに承知しております。

○漆山光春議長 「宇野農林振興課長」

○宇野勝農林振興課長併農業委員会事務局長 具体的な場所というか、どういった形なのかと。農道で囲まれた、1つ7ヘクタール、真ん中に排水路がありまして、両側に田んぼがあると。この排水路の下のほうで水位を測っていく。片方はあるもの、片方はないもので、なるべく隣り合わせがいいというふうな、比べるにはということで、なるべくそういった土地を探してお願いをしていこうというふうな

考えでございます。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 テレホンサービスに関するご質問でございます。

議員おっしゃるように、やはり無音の時間が長ければ長いほど、つながっていないと勘違いして切ってしまう人もいるのではないかとすることは十分理解できます。ましてや、緊急事態のときに1秒でも早く情報を耳にしたいと思うのは、人として当然のことです。ですので、今回の切替をきっかけに、そういった部分を解消できるかどうかというのは引き続きちょっと確認をしたいと思っておりますし、仮に今回、システム上そういった改善ができないとしても、今後の検討課題として引き続き研究・検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） コロナによって、大分生活パターンが変わってしまったと。その中で、本来引き継ぐべき日常の中のもの、コロナを口実にやらなくて済んだみたいなそういったものなんかも中にはあるのかも、これやらなくても済むんだみたいなこともあるかもしれないんですが、引き続いてやるべきそのいろいろなものは、ぜひ意識的に、また、立ち上げる努力というのは大いに、ちょっとなかなか大変、一回腰着いてしまうと、もうなかなか立ち上がらないみたいなのがいっぱいあると思うので、そこは行政部門で、具体的に何かやってないんですけども、応援もしていただくというような心積もりはぜひ必要なあというふうに思います。

それで、テレホンサービスについては、今回やってみてまた駄目だったらこの次というんじゃないで、今回はもうきっかけですから、その間がそんなに間が抜けるものって、ちょ

っとテレホンサービスとしてはなかなか品質が低いものなので、ぜひこのきっかけに、今予定しているところが駄目だったら別なところも選ぶとかということも含めてやっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 今回は補正予算案ということでお示ししておりますが、こういうことで議決いただいたらという前提になろうかと思いますが、その予算内で、特定の業者に固執する必要はないというふうに当然思いますので、ほかに、今やり取りさせていただいたような部分での改正を見込む業者が、あるいはサービスがあるようであれば、そちらのほうも念頭に置いて検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○漆山光春議長 以上で10番木村章一議員の質疑を終わります。

次に、「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） それでは、私から、2点お伺いします。

まず、第1点は、13ページ、2款1項1目一般管理費、庁舎費の光熱水費です。600万円。

もちろん新庁舎になってから、様々燃料的に灯油・重油が電気に変わっているということは、私も理解をしております。この金額は、当初予算より今どのくらい多くなっているのかというのをまずお聞きします。

それから、19ページ、3款1項5目扶助費、ひとり親家庭等医療給付事業費148万5,000円です。この内容についてなど、ご説明をお願いします。

○漆山光春議長 「後藤総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 2款1項1目一般管理費で光熱水費、内容としては電気料でございますけれども、現在の予算の執

行状況というようなことでありますけれども、年度当初で光熱水費の中で、電気料としては1,000万程度見込んでいたわけですが、11月分ではほぼ同じ程度の使用しているという状況でございます。

○漆山光春議長 「今部税務町民課長」

○今部憲治税務町民課長 19ページの3款1項5目のひとり親家庭医療給付事業費のことでございますが、令和3年度より対象者は増えていないのでありますが、10月までの実績を比較してみますと、令和3年度よりも114.3%増となっております、この状態でいきますと、3月まで不足が生じるおそれがありますので、今回増額させていただいたところでございます。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） ありがとうございます。

今、庁舎の光熱水費ですが、11月現在で1,000万ぐらいになっているというふうに話をされました。やはり様々節電対策なんかもすぐ取られておまして、廊下なんかは誰もいないと消えていますし、様々ところで対策は取られているなあと認識はしております。

この庁舎は屋上にソーラーシステムを使っているらしいんですが、この庁舎のソーラーの電気の割合はどのくらいほど賄えているのでしょうか。ちょっとお尋ねをします。

それから、ひとり親のほうは分かりました。結構です。

○漆山光春議長 「後藤総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 新庁舎については、屋上に太陽光発電の施設がございまして10キロワットというふうな規模でありますけれども、データとしては記録されていると思いますが、今ちょっと手持ちの資料がございませんので、調べさせていただきたい

と思います。

○漆山光春議長 そういう答弁ですので、すぐ出ないようです。

「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） それでは、後ほど資料は頂きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

このたび町長は、ゼロカーボンを唱えられました。ですので、やはりこのソーラーという電気の電力を増やしていくというのは、やはりこれからもいろいろなところで考えられることかなと思っておりますけれども、町としては、このソーラーをこれから大きくしていくというお考えはあるんでしょうか、お聞きします。

○漆山光春議長 「佐藤まちづくり推進課長」

○佐藤晃一まちづくり推進課長 ゼロカーボンのことですので、私のほうから説明させていただきます。

今現在、町のほうでは、太陽光発電、あとは蓄電池につままして補助事業を行っているところでございます。今年につましても、数名の方から申請をいただいているところでございます。

専門家の方にお聞きしましても、河北町で一番ゼロカーボンで使いやすいやり方は太陽光発電ではないかというふうなご意見もいただいているところでございます。

また、来年度につましても、また違ったメニューでゼロカーボンに向けた取組を考えておりますので、引き続き太陽光と共々、ゼロカーボンに向けて進めていきたいというように考えております。

○漆山光春議長 以上で12番細矢誓子議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第78号令和4年度河北町一般会計第8回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第79号令和4年度河北町国民健康保険特別会計第2回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第79号令和4年度河北町国民健康保険特別会計第2回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第80号令和4年度河北町農業集落排水事業特別会計第1回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第80号令和4年度河北町農業集落排水事業特別会計第1回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第81号令和4年度河北町公共下水道事業特別会計第2回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第81号令和4年度河北町公共下水道事業特別会計第2回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第82号令和4年度河北町介護保険特別会計第2回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第82号令和4年度河北町介護保険特別会計第2回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第83号河北町路線バスの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「佐藤まちづくり推進課長」

○佐藤晃一まちづくり推進課長 議第83号河北町路線バスの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

現在設置しております役場バス停を新庁舎入り口付近に移動することに伴い、河北町路線バスの設置及び管理等に関する条例第2条第2項に規定する起点及び終点の所在地を改正するものであります。

条例第2条第2項の表中、北部線の起点「河北町谷地己56番地2先」を「河北町谷地戊81番地」に、同じく終点「河北町谷地戊81番地先」を「河北町谷地戊81番地」に、西部線の終点「河北町谷地戊81番地先」を「河北町谷地戊81番地」に、南部線の起点「河北町谷地己56番地2先」を「河北町谷地戊81番地」に、同じく終点「河北町谷地己56番地2先」を「河北町谷地戊81番地」に、東部線の起点「河北町谷地己56番地2先」を「河北町谷地戊81番地」に、同じく終点「河北町谷地己56番地2先」を「河北町谷地戊81番地」に、東根線の起点「河北町谷地己56番地2先」を「河北町谷地戊81番地」に、同じく終点「河北町谷地戊81番地先」を「河北町谷地戊81番

地」にそれぞれ改正するものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第83号河北町路線バスの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、第84号河北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 議第84号河北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、行政手続の簡素化のための押印の見直し方針により、固定資産の評価に係る審査手続について押印を廃止するため、制定するものであります。

第6条に定める審査の申出に関し、審査申出書に係る押印の規定を削除するものであります。

第10条に定める口頭審査に関し、口述書に係る署名押印の規定を削除するものであります。

す。

なお、この条例については、その施行日は令和5年1月1日としているところであります。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第84号河北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第85号河北町職員の定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 議第85号河北町職員の定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

この条例は、職員の定年延長の導入に伴う任用、給与等の取扱いを定めるため、設定するものであります。

第1条は、河北町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正であります。

第2条、職員の派遣について、管理監督職を占める職員の取扱いを定めるものであります。

第2条は、河北町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。

第3条、報告事項について、定年前再任用短時間勤務職員等の取扱いを定めるものであります。

第3条は、河北町職員の分限の事由並びに手続等及び効果に関する条例の一部改正であります。

第1条、趣旨について、職員の意に反する降級を追加するものであります。第1条の降級に関し、第3条、降級の種類、第4条、降格の事由、第5条、降級の手続をそれぞれ定めるものであります。附則は、職員の定年引上げに伴う経過措置を定めるものであります。

第4条は、河北町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正であります。

第4条、減給の効果について、減ずる額の取扱いを追加するものであります。

第5条は、河北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

第2条、1週間の勤務時間、第3条及び第4条、週休日及び勤務時間の割り振り、第12条、年次有給休暇について、それぞれ定年前再任用短時間勤務職員の取扱いを定めるものであります。

第6条は、河北町職員の育児休業に関する条例の一部改正であります。

第2条、育児休業することができない職員及び第9条、育児短時間勤務をすることができない職員について、管理監督職を占める職員の取扱いを定めるものであります。第16条は、定年前再任用短時間勤務職員に係る給与条例の読替えであります。第19条、部分休業をすることができない職員、第20条、部分休業の承認については、それぞれ定年前再任用短時間勤務職員の取扱いを定めるものであります。

第7条は、河北町一般職の給与に関する条

例の一部改正であります。

第8条、第15条、第18条、第25条及び第26条で定める給料及び手当について、それぞれ定年前再任用短時間勤務職員の取扱いを定めるものであります。第28条の2は、給与に関する適用除外について、定年前再任用短時間勤務職員の取扱いを定めるものであります。附則は、60歳に達した職員の給与の取扱いを定めるものであります。

第6条に関し、別表第1、行政職給表中、職員の区分について、「再任用以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」と改めるものであります。また、別表第2、等級別基準職表中、5級の職に専門員を加えるものであります。

第8条は、河北町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

第18条の2、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外として、手当に係る取扱いを定めるものであります。第19条、勤務を常勤を要しない職員の給与について、定年前再任用短時間勤務職員の取扱いを定めるものであります。

第9条は、河北町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

第18条の2、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外として、手当等に係る取扱いを定めるものであります。第20条、常勤を要しない職員の給与について、定年前再任用短時間勤務職員の取扱いを定めるものであります。

第10条は、河北町再任用に関する条例を廃止するものであります。

本条例の附則として、第1条は、その施行日を令和4年5月1日とするものであります。第2条以下は経過措置について定めるものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第85号河北町職員の定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の設定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第86号河北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 議第86号河北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年延長、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため制定するものであります。

条例の冒頭に新たに目次及び章名を付するものであります。

第1条は、趣旨として、地方公務員法の改正による条文の整理であります。

第3条は、定年を65歳とするものであります。

第4条は、定年による退職の特例について、管理監督職を占める職員として引き続き勤務

させる場合の取扱いについて改正するものであります。

第6条は、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職員について定めるものであります。

第7条は、上限年齢について60歳と定めるものであります。

第8条は、上限年齢設定による降任の基準について定めるものであります。

第9条は、上限年齢の設定による降任及び管理監督職への任用の制限の特例について定めるものであります。

第10条及び第11条は、降任等に係る異動期間の延長等の取扱いについて定めるものであります。

第12条及び第13条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用等について定めるものであります。

附則は、定年の段階的な経過措置及び職員への情報提供等について定めるものであります。

本条例の附則として、第1条はその施行日を令和5年4月1日と、附則第11条の規定については交付の日とするものであります。

第2条、以下は経過措置等について定めるものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第86号河北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○**漆山光春議長** 次に、議第87号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「今部税務町民課長」

○**今部憲治税務町民課長** 議第87号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

河北公共下水道事業の進捗に伴いまして、都市計画税課税区域を拡大するため、条例の一部を改正するものであります。

別表第2中、新たに課税対象となる区域として、谷地字桑ヶ原・字沢畑・字高嶋・字根際、大字岩木字岩木、字童子、大字溝延字内堀・字楯・字西小路・字西浦・字南・字横町・字田中・字毘沙門・字八幡小路及び字稲荷原地内の一部、計123筆を追加し、都市計画税課税区域を拡大するものであります。

附則としまして、この条例は、令和5年1月1日から施行するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○**漆山光春議長** 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第87号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○**漆山光春議長** 次に、議第88号河北町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「宇野農林振興課長」

○**宇野勝農林振興課長併農業委員会事務局長** 議第88号河北町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、行政手続の簡素化のため押印の見直しにより、森林等への火入れに関する許可の手続について押印を廃止するため、制定するものであります。

第2条、許可申請に規定されております別記様式第1号中、申請者の欄にある印を削除するものであります。

なお、この条例については、その施行日を令和5年1月1日としているところであります。

以上、よろしく願いいたします。

○**漆山光春議長** 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第88号河北町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定については原

案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議員発議第6号河北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議員発議第6号河北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 日程第2、請願付託案件の常任委員長報告、採決を行います。

厚生文教常任委員会委員長、6番東海林信弘議員から報告を求めます。

「6番東海林信弘議員」

○6番(東海林信弘議員) 「旧安部権内家」の土地建物を町で受納することについての請願について申し上げます。

去る12月5日、本会議散会后、委員会室において、委員全員と事務局から齋藤議事係長が出席し、説明員として、日下部生涯学習課長と松田生涯学習係長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

請願の趣旨は、県文化財指定に向け活動しているが、所有者が県外在住であることにより、管理に不安があることなどから、NPO法人で取得してはどうかの話もあるが、取得に伴う諸経費や取得税などの関係で困難な状況であり、所有者が町に寄附をしたいとの意

向もあるため、町で受納することを願う請願であります。

委員会では、文化財としての価値や後世に伝える建築物であること、県内自治体での実績などを踏まえ、寄附を受領してはどうか、寄附を受領した場合にどういった活用がされるかの議論が進んでいない、委員会としても活用等について調査をしてから結論を出してはどうか、現地で建物を見ることも必要ではないかという意見もあったことから、継続して審査をしてはどうかなどの意見が出され、採決の結果、賛成多数で継続審査とすることを決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

○漆山光春議長 請願第3号「旧安部権内家」の土地建物を町で受納することについての請願については、委員長報告では継続審査であります。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本請願を委員長報告のとおり継続審査と決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

賛成多数であります。

よって、請願第3号「旧安部権内家」の土地建物を町で受納することについての請願については継続審査と決定しました。

○漆山光春議長 ここで、議長から申し上げます。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休 憩 午前11時36分

再 開 午後 1時00分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

○漆山光春議長 先ほどの議第78号令和4年度河北町一般会計第8回補正予算に係る審議で、12番細矢誓子議員の質疑に対する答弁で訂正したい旨の申出がありますので、これを許可します。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 先ほど議決いただきました議第78号一般会計の第8回補正予算の中で、細矢議員より一般管理費についてご質問があった件であります。電気料金につきまして、私、お答えの中で4月から11月までの電気の使用料金について、主に1,000万というふうに申し上げましたけれども、4月から12月、今月分の見込みを含めて1,000万というふうなことの誤りでしたので、訂正させていただきたいというふうに思います。

もう一つ、同じく太陽光発電に関するご質問で、発電量等のお尋ねでありましたけれども、1月から発電量といたしましては、太陽光発電によりまして1万3,000キロワット時というふうな数字が出ております。この間の庁舎の電気使用量がおおよそ39万9,000キロワット時というふうなものでありますので、3%ほどが、その中の3%という発電量があるというふうなことであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○漆山光春議長 日程第3、議員の派遣を議題とします。

採決します。

お手元に配付のとおり、議員を派遣するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議員の派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。

ここで議長から申し上げます。

議会運営委員会に協議をお願いする事項が生じたので、議会運営委員会の開催をお願いします。

議会運営委員の方は、委員会室にお集まりくださるようお願いいたします。

議会運営委員会が終了するまでの間、暫時休憩します。

休 憩 午後1時02分

再 開 午後1時12分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

新たに議案が提出されましたので、議会運営委員会に協議をお願いしましたところ、本日の議事日程に追加して審議、採決を行うこととなりました。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本日の議事日程に追加し、審議、採決を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程に追加することに決定しました。

これから追加議事日程を配付させますので、配付が終わるまでそのまま休憩します。

休 憩 午後1時13分

再 開 午後1時17分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

○漆山光春議長 日程第4、閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可を議題とします。

お諮りします。

議長から議会運営委員会に、次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査をお願いしたいと思えます。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案については議会運営委員会に付託することに決定しました。

○漆山光春議長 追加議事日程第1号に入ります。

日程第1、議案の上程を行います。

議第92号 令和4年度河北町一般会計第9回補正予算について

議第93号 令和4年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算について

議第94号 令和4年度河北町農業集落排水事業特別会計第2回補正予算について

議第95号 令和4年度河北町公共下水道事業特別会計第3回補正予算について

議第96号 令和4年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算について

議第97号 令和4年度河北町水道事業会計第1回補正予算について

議第98号 河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第99号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上8議案を上程します。

○漆山光春議長 日程第2、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 本日追加でご提案申し上げます。議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第92号令和4年度河北町一般会計第9回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2,121万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を

113億7,916万1,000円とするものであります。

それでは、その内容につきまして、歳出から順を追って申し上げます。

まず、人件費につきましては、10月6日に出されました山形県人事委員会勧告を受けた県の対応を踏まえ、特別職の期末手当、一般職員の給与費、会計年度任用職員の報酬等を増額するものであります。

以下、人件費分を除いて申し上げます。

4款衛生費の予防費では、国の第2次補正予算において、妊婦・子育て家庭に対する経済的支援に一体的に取り組むための新たな事業が創設されたことを受け、本年4月以降に妊娠届や出生届を行った妊産婦に対し、出産育児関連用品の購入等に要する経済的負担の軽減として、妊娠時と出産時に各5万円、合計10万円を給付するための費用を追加するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

15款国庫支出金及び16款県支出金では、歳出事業に合わせて増額するものであります。

19款繰入金の財政調整基金繰入金では、歳入歳出全体の調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上が、令和4年度河北町一般会計第9回補正予算の概要であります。

次に、議第93号令和4年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億8,887万6,000円とするものであります。

歳出から申し上げます。

1款総務費では、山形県人事委員会勧告等を受けた県の対応を踏まえ、賦課徴収費を増額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

6款繰入金では、歳出の増額に伴い、一般

会計繰入金を増額するものであります。

以上が、令和4年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算の概要であります。

次に、議第94号令和4年度河北町農業集落排水事業特別会計第2回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,995万3,000円とするものであります。

歳出から申し上げます。

1款事業費の農業集落排水事業費では、山形県人事委員会勧告を受けた県の対応等を踏まえた人件費負担金の確定見込みに伴い、水道事業会計負担金を増額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

2款繰入金では、歳出を踏まえ、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上が、令和4年度河北町農業集落排水事業特別会計第2回補正予算の概要であります。

次に、議第95号令和4年度河北町公共下水道事業特別会計第3回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ13万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億3,234万4,000円とするものであります。

歳出から申し上げます。

1款公共下水道事業費の総務管理費では、第94号議案と同様、水道事業会計負担金を増額するものであります。また、管渠建設費では、山形県人事委員会の勧告及び標準報酬月額改定等を踏まえ、給与費等を減額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

4款繰入金では、歳出を踏まえ、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上が、令和4年度河北町公共下水道事業特別会計第3回補正予算の概要であります。

次に、議第96号令和4年度河北町介護保険

特別会計第3回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億6,606万8,000円とするものであります。

歳出から申し上げます。

1款総務費の介護認定審査会費では、第93号議案と同様、認定調査費等を増額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

7款繰入金では、歳出の増額に伴い、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上が、令和4年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算の概要であります。

次に、議第97号令和4年度河北町水道事業会計第1回補正予算について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の予定額について、第1項の営業収益に、農業集落排水事業会計及び公共下水道事業会計からの人件費負担金として6万1,000円を増額し、水道事業収益を5億1,005万9,000円とするものであります。

収益的支出の予定額については、第1項の営業費用に、山形県人事委員会の勧告を受けた県の対応等を踏まえ、職員及び会計年度任用職員人件費として31万1,000円を増額し、水道事業費用を5億361万1,000円とするものであります。

以上が、令和4年度河北町水道事業会計第1回補正予算の概要であります。

次に、議第98号河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、山形県の特別職の期末手当の改定を踏まえ、特別職の期末手当の支給割合を変更し、0.05月分引上げを行うものであります。

次に、議第99号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例改正は、山形県人事委員会勧告等を受けた県の対応を踏まえ、一般職の職員の給与について、給料表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当の支給する割合を変更し、再任用以外の職員について0.1月分引き上げ、再任用職員について0.05月分引き上げるものであります。

以上、追加提案しました8議案の提案理由についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○漆山光春議長 以上で提案理由の説明を終わります。

○漆山光春議長 日程第3、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。

審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

議事の都合上、令和4年度河北町一般会計第9回補正予算に関する議案について先議します。

○漆山光春議長 最初に、議第98号河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 議第98号河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この改正は、山形県が行う特別職の職員の期末手当の改定に準じ、議会議員及び町長等

に支給する期末手当の支給割合を0.05月分引き上げるものであります。

第1条は、河北町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正するものであり、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。

第4条、給与の額及び支給方法に関し、期末手当の支給割合について給与条例を引用している条文を改正し、12月の支給について、「100分の160」を「100分の165」とするものであります。

次に、第2条は、同じく河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正するものであり、令和5年4月1日から施行するものであります。

同じく第4条、給与の額及び支給方法に関し、令和5年度以降の支給割合について、6月は「100分の160」、12月は「100分の165」としていたものを「100分の162.5」とするものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであり、ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくお願いいいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第98号河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第99号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 議第99号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この改正は、山形県人事委員会の勧告等に準じ、河北町一般職の職員の給料表の水準及び勤勉手当の支給割合を引き上げるものであります。

第1条は、河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであり、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。

第26条、勤勉手当に関し、その支給割合を、12月の支給について「100分の92.5」を「100分の102.5」とするものであります。再任用職員については、その支給割合を同じく「100分の45」を「100分の50」とするものであります。

別表第1、行政職給料表について、初任給相当号給については4,000円から3,000円引き上げるなど、若年層が在職する号級に重点を置き改定するものであります。

次に、第2条は、同じく河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであり、令和5年4月1日から施行するものであります。

同じく第26条、勤勉手当に関し、令和5年度以降の支給割合について、6月は「100分の92.5」、12月は「100分の102.5」としていたものを「100分の97.5」に改正するものであ

ります。再任用職員については、支給割合を、6月は「100分の45」、12月は「100分の50」としていたものを「100分の47.5」に改正するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくお願いたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第99号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第92号令和4年度河北町一般会計第9回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（9番、10番の通告あり）

9番、10番。落ちありませんか。

それでは、「9番丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） 17ページの4款1項2目の予防費ですけれども、母子保健事業費928万円の内容をお願いいたします。

○漆山光春議長 1点ですか。（「はい」の声あ

り)

「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 17ページにあります母子保健事業費928万、その内容についてでございます。

先に概要については議員全員協議会のほうでご説明したとおりなんですけれども、目的といたしまして、この令和4年度出産・子育て応援交付金給付事業につきましたの目的なんですけど、全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備へ向けて、出産育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談の相談支援の充実を図るとともに、妊娠届や出生届を行った妊産婦に対し、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス利用に充てる費用を給付し、経済的負担の軽減を図るものが目的でございます。

対象となる人、助成の金額でございますが、平成4年4月1日から平成4年12月31日までの期間……、すみません、令和です。申し訳ありません。令和4年4月1日から令和4年12月31日までの期間に出生し、令和5年1月1日時点において、本町に住民登録されている者がまず一つのくくりとしてございます。

2つ目としては、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの期間に出生し、本町に出生後最初の住民登録された者というふうなことで、ここまでが2つ目のくくりでございます。この2つのくくりの方につきましては、出生時の5万に併せて妊娠時の5万を遡って支給をさせていただきます。

あと、3つ目といたしましては、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの期間に妊娠届出を行った者ということで、この方につきましては、年度内に妊娠時に5万円を給付するというふうな内容でございます。

この施行の月日については、令和5年1月1日であります。

あとは、財源については、国が3分の2、あと県が6分の1、地方、町の負担が6分の1というふうなことでございます。

以上でございます。

○漆山光春議長 「丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） ありがとうございます。

全協でもお伺いしたんですけれども、非常に、町長の提案理由にもありましたとおり、国の経済的支援で一体的に取り組むための新たな事業創設ということで、大変いいことだなというふうに思っております。

全員協議会でも話されていたようですが、ちょっとメモをしなかったんで聞きたいんですけども、先ほどおっしゃいました令和4年4月から12月までの出産の現在出産した人数と、それから令和5年1月から3月に出産予定の方ですよね、妊娠届をされている方の人数お聞きしたいんですけども。

それから、あとは令和5年1月から3月の妊娠届出はこれからです。未定ということで、多くの方から届出があるように思いますが、ここをまずお願いいたします。

○漆山光春議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 令和4年4月から10月いっぱいになります。10月いっぱいまでで41名なんですけど、それに11月が8名おりますので、49名が現在生まれておるお子さんでございます。

1月以降の予測というふうなことにはなるんですけど、全員協議会のところでもお話はいたしました。昨年度の1月から3月生まれのお子さんの人数を下回らないぐらいの金額を想定しているところでございます。

○漆山光春議長 「丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） ありがとうございます。

そうしますと、昨年は全部で73名でしたっ

け、生まれた数。出生率ですか、出生された方ね。そこに追いつくには、今50人だから20人ぐらい期待したいところですけども、これはこれで期待するところなんです、ちょっと予算とは関係ないんです、全く直接ではないんですけども、今、町で令和3年度から、地域とともに健やかに暮らせる町ということで、かほく安心子育て応援事業をやっていますけれども、そうしますと、今年のこの該当者の方は、町からの経済、出生時に10万円というお祝い金を出しているんですけども、これは国よりも先駆けてうちの町はすばらしいことをしたなというふうに思っているんですけども、町長、今後、この国の支援と町の支援と、これを一緒にやっていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 今回の国のほうの制度というのは、先ほどの提案理由でも述べましたが、妊娠から出産時の切れ目ない支援という中で、妊娠、出産にかけての経済的負担、これを軽減する、そういった趣旨で国が制度化に踏み切った大きな施策であるというふうに思っています。

町として先行して、切れ目ない支援ということで、出生時に10万円、そして小学校、中学校、さらに今年度からは高校生まで、4つのポイントを置いて、切れ目のない出産、進学、そういった子育て支援ということで応援給付金をスタートさせたということになります。

この制度を受けて、来年度以降どうするかということですけども、これは、来年の当初予算の編成に向けてしっかり考えてまいりますけれども、基本的にはその趣旨、こちらのほうは負担軽減、そして応援ということありますので、よりよい河北町での子育て応

援の制度として継続していくのか。

予算額を減らすというような趣旨じゃなくて、そのポイントとか、交付とか、その辺ももう少し制度的に工夫を加えたほうがより子育て支援につながるかどうかという観点からは、検討はさせていただきたいというように思っています。

ただし、これまで町として単独で応援してきた趣旨、それは引き継いでいきたいというように考えております。

○漆山光春議長 以上で9番丹野貞子議員の質疑を終わります。

次に、「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 一般会計第9回補正の歳出、16ページ、4款1項2目、今質疑あったところではありますが、この国が主となって行われる出産・子育て応援交付金は、今後、継続して実施されるものと見込んでいいのでしょうか。

伴走型などという説明がありますので、1回こっきりのものではないというふうな言い回しではありますが、一応どんな見通しか、お聞きしておきたいと思います。

それと、今議論あった町独自の子育て応援支援金とのその重複なども含めて、町の場合は出産のところからスタートするんですけども、国の場合はその前の妊娠してからの諸経費とかそんな部分も応援していくという点では、少し違うところもありますので、その辺うまく生かしていただけて、私もぜひ重複して支給すると。ほかよりも河北町が一步進んでいるところはそのまませひ生かしてやっていただきたいということを思いますので、もう一度そのことについて、どんなお考えかお聞きしたい。

あと、それぞれの支給のタイミングは、町の子育て応援支援金と、こちらのほうの支給のタイミングはどんなふうになっていくのか

ですね。ちょっとお聞きしておきたい。

以上、お聞きします。

○漆山光春議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 今回の国の出産・子育て応援交付金に関しましては、中身的には、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要性、必要な支援につなぐ伴走型の相談体支援を充実しながら、経済的支援を一体として実施する事業というふうな大きな目的がございます。

その目的によって創設された事業というふうなことで、現在の入っている情報で申し上げますと、これを継続的に実施していきたいというふうなところで入っておりますので、これに関しては、当然継続されるものというふうに認識をしておるところでございます。

あと、町の独自の支援事業との兼ね合いのことでございますが、先ほど町長のほうからも申し上げましたが、もちろん目的の意味合い的なもの、それぞれの類似性、そういったものをトータルの当初予算の中で検討していくべきかなというふうに思っておるところでございます。

あと、支給のタイミングというふうなことでございますが、まず妊娠届については、通常、妊娠届は大体9週から10週程度の安定したら届出されるというふうに認識しております。そうしますと、それを基に早速、支給の手続きはできるというふうに、まずそのタイミングでは、妊娠についてのタイミングではそのような状況かなと思います。同時に、町でも母子手帳を交付するというふうなことだと思えます。

あと、出生については、生まれたときの情報がもちろん町のほうでも分かりますので、そうしたら速やかにというふうなことでは言えると思うんですが、やり方については、これから詳しいことの説明会が、具体的な説明

会があるというふうに、12月の中旬以降にあるというふうに聞いておりますので、その中で示されるのではないかなというふうに思っておるところでございます。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 今年度に限ってを言うと、その出生時には町からの支援金と、それからこの交付金はダブって支給されるというふうに考えていいのかなどについてお聞きします。

○漆山光春議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 令和4年度につきましては、もともとありました町の独自の出産、正式名称で言いますと「かほく安心子育て応援事業給付金」が町の正式の名称でございます。そちらの出産については、もう既に10万円出ておりますので、その方については上乗せした形で10万円というふうな形で令和4年度については上乗せというふうな考え方でよろしいかなと思います。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○10番（木村章一議員） こういう制度は、その年度だけダブって頂いて、その次の年になったら額が減ったとかは、なかなかしづらいものでもあろうと思いますので、ぜひ河北町はより熱心に子育てを応援しているという町に認識されるような取組を期待したいと思います。質疑終わります。

○漆山光春議長 以上で10番、木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第92号令和4年度河北町一般会計第9回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第93号令和4年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第93号令和4年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第94号令和4年度河北町農業集落排水事業特別会計第2回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第94号令和4年度河北町農業集落排水事業特別会計第2回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第95号令和4年度河北町公共下水道事業特別会計第3回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第95号令和4年度河北町公共下水道事業特別会計第3回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第96号令和4年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第96号令和4年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第97号令和4年度河北町水道事業会計第1回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第97号令和4年度河北町水道事業会計第1回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 本定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

議員各位には、師走の大変お忙しいところ、12月5日、本定例会を招集いたしましてから本日までご審議賜り、厚くお礼を申し上げます。

審議の中で議員の皆様からいただきました貴重なご意見、ご提案等につきましては、行政運営に反映されるよう努力してまいります。

コロナとの闘い、物価高騰、引き続き厳しい暮らし・経済の状況下にはございますが、実効ある予算執行に努め、対応してまいりま

す。

議員の皆様にはご自愛いただきまして、町勢の発展と住民福祉向上のため、今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

明年が希望に満ちた年となりますことをお祈りし、お礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

○漆山光春議長 以上で本定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもって令和4年12月河北町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変お疲れさまでした。

午後1時17分 閉会



会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

令和4年12月

河北町議会議長 漆山光春

河北町議会署名議員 丹野貞子

河北町議会署名議員 東海林信弘